

広島県告示第六百十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	医療法人社団 島谷病院	所在地	福山市新涯町二丁目五番八号	効力を有する期限	平成二十七年七月一日	備考	更新
名称	長崎病院	所在地	広島市西区三篠町一丁目一番二二 号	効力を有する期限	平成二十七年七月一日	備考	更新